

多摩市長等政治倫理審査会【要点録】

1. 日 時：2023年1月31日（火） 16:30～18:15
2. 開催場所：多摩市役所3階 特別会議室
3. 出席委員：7名（定数7人）
4. 議 題

【開会】

事務局：ただいまより令和4年度多摩市長等政治倫理審査会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はお忙しい中、お時間をいただき誠にありがとうございます。令和4年9月30日より新しく任期が始まり、委嘱状につきましては、郵便で事前にお送りしているところでございます。市民委員の方は再任となっており引き続きよろしくお願ひいたします。新たにご就任いただきました委員の皆様、これから2年間どうぞよろしくお願ひいたします。

— 事務局より、多摩市長等政治倫理審査会の経緯について説明 —

審査会の議長は、条例施行規則では会長が務めることになっておりますが、会長が選任されるまでは事務局で進行させていただきます。

開会にあたりまして多摩市長からご挨拶申し上げます。

【次第1 市長挨拶】

市長：本日は、お忙しいところ多摩市長等政治倫理審査会にお集まりいただきありがとうございます。会自体が年一回の開催でありなかなかお会いする機会がなく今日は久しぶりの審査会です。私自身が昨年4月に市長選挙がありました。また、4月に東京都から副市長に来ていただき、同じく7月からですが、市役所出身の副市長が就任しています。こちら側のメンバーが変わりましたので、後ほどひとりひとり自己紹介させていただきます。今日はざっくばらんにいろいろな話をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【次第2 副市長、教育長、下水道事業管理者の自己紹介および挨拶】

事務局：ありがとうございました。

— 須田副市長、陰山副市長、千葉教育長、森田下水道事業管理者自己紹介・挨拶 —

【次第3 委員紹介】

事務局：ありがとうございました。次に委員の自己紹介をお願いいたします。

— 委員からそれぞれ自己紹介が行われた —

事務局：ありがとうございました。最後に事務局を紹介させていただきます。

— 鈴木企画政策部長、豊田秘書広報課長、戸川秘書係長自己紹介 —

【次第4 会長、副会長の選任】

事務局：では、次第の4に移ります。条例施行規則第二条に基づき会長及び副会長の選任です。初めに会長を選任したいと思います、いかがでしょうか。

事務局からの提案ですが、マスコミ関係に長年お勤めいただいております篠原委員にお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。

(拍手)

事務局：ありがとうございます。それではよろしくお願ひいたします。篠原委員が会長となられましたので会長席にお移りいただき、会議の進行をお願いしたいと思います。会長からご挨拶をいただき、そのあと副会長の選任をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

会長：どうぞよろしくお願ひします。それでは副会長の選任をさせていただきたいと思ひます。互選とのことですが、先ほど自己紹介の中で弁護士でいらっしゃることからご専門家と思ひますので折戸委員に副会長の職をお受けいただいはと考へてお願ひします。いかがでしょうか。

(拍手)

会長：ありがとうございます。それでは折戸委員を副会長に選任いたします。よろしくお願ひいたします。折戸委員には副会長席にお移りいただき、ご挨拶をお願ひいたします。

副会長：副会長を務めさせていただきます。微力ですがどうぞよろしくお願ひします。

【次第5 会議運営に関する事項の確認】

会長：次第5の会議運営に関する事項です。事務局より説明をお願ひします。

— 資料5に基づき会議運営に関する事項の確認について説明が行われた —

会長：ただいま事務局から説明がありました。「会議運営に関する事項」につきましてご質問

等ありましたらお願いします。

【次第6 政治倫理基準に違反するとして調査請求がされた事例について】

会長 : 次第6の政治倫理基準に違反するとして調査請求がされた事例について、事務局より説明をお願いします。

— 資料6に基づき政治倫理基準に違反するとして調査請求がされた事例について説明が行われた —

会長 : ありがとうございます。この件でご質問はありますか？
私からひとつ聞いてよろしいですか。富岡市の事例はどういう理由で選ばれたのでしょうか。

事務局 : コロナ禍ということもありましたが、審査会で事例の紹介が出来なかった部分がございます。富岡市はインターネットで経緯や結果を報告しており、また最近の事例だということもありご紹介させていただきました。

会長 : 富岡市のこの話は、実はまだ終わっていないですね。政治倫理審査会としては、仕事は終わっていると思いますが、問題としては解決していない。市議会も継続して調査特別委員会も入っています。個人的には、勉強するには難しい事例だと思いました。補助金を辞退してしまったという事は、何か問題があって辞退したのではと見てしまう。審査会は問題ないという結果なのに当の本人が辞退しているので、何かちぐはぐな感じがします。

委員 : 法令に反していないから、抵触しないから問題ないということで委員会は結論づけていますが、はたして本当にそれで充分なんでしょうか。このケースは、倫理上の問題とかあるいは法律以外の問題があるような感じがするのですが、倫理上の問題と法律上の問題は違うのではないかと思います。

事務局 : 委員がおっしゃったように法律に違反してない、それは絶対に必要なことです。ただそれだけではなく、やはりグレーゾーンとかモラルの問題としてどうなのか、行政は襟を正すべきじゃないかという判断に触れる部分だと思います。政治行政に携わる者は倫理上もクリーンな形で業務を行う、そういう判断はあるかと思います。

委員 : 我々としては、何かあった時に法律以外に倫理上のことまで言及すべきなんでしょうか。

事務局 : 資料として「多摩市政治倫理条例」配布しております。実際の判断というのは政治倫理

条例に反しているのかが論点になりますが、条例第 4 条に「市長等は次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない」としています。第 5 項まであり、第 1 項に「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、それを害する行為、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと」とあり、法律違反なのか、それ以外の「不正の疑惑を持たれる行為をしないこと」に該当するかどうかというのもひとつ論点としてあるのではないかと思います。

委員 : ということは法律に反したかということ以外に倫理上の問題についても指摘できるということですか。

事務局 : 多摩市の条例では、範疇に入ると考えております。

委員 : 富岡市の資料をみると、条例に抵触しないということだけで、それ以外のことは言及していません。市民からみるとちょっと違和感というか、そういうことを感じます。市民に納得できるような解答を出す必要があるのではないのでしょうか。

会長 : 請求の内容と結論だけみると非常に淡泊な内容で終わっていますが、どのように審査したのか、実際に、審査会委員は何を見て、どう判断したのか、経過が大事だと思います。私達がこういう場面に遭遇したら、結論だけ出して終わりではなく、その経過を大事にするということが必要です。

副会長 : 市民の方も問題にしたいと思われた経緯があるはずですが。法律に違反しているか、していないかということだけが守備範囲になるのでは、法律家がみればいいことになってしまいます。結局、補助金を返還せざるを得ない状況になったのは、どういう理由でこの結論になったのかという経緯や理由を市民の方にご理解いただけるように丁寧に説明する。そういうことを含めて私たちがどの範囲までやっていくのか、その権限があるのかということ、今後、お示しいただければと思います。

市長 : 地方に行くとびっくりするようなことがあるのですが、小さな町では、建設会社の社長が市長や町長の縁者のようなところもあります。公共事業はそこでしかできない。私もこれは本当に大丈夫なのかと思ったことは度々あります。地方都市の地元紙がそういうことを話題にするということも見聞きます。

副会長 : 談合事件など全国様々ありますが、本当に小さな市町村では請負や入札をその地域の有力な方が権力を行使するようなこと等、果たして実状はどうなのかと思います。

委員 : 事例では、市長の配偶者が理事長をしている学校に 4300 万の補助金は、市民感覚としてやはりどうなんだろうと思います。富岡市の条例では第 15 条に「その配偶者及び 1

親等の親族が役員をしている企業、団体等並びに市長等が実質的に経営に関わっている企業、団体等は指定管理者の指定を辞退」と書いてあります。委員会では1項のことにしか触れていません。第2項の企業の資本金や市長が経営方針に関与しているかなどの言及が全くありません。こうした結論を出しているからには、そこはどうか、私が市民だったら気になりますし委員会に対して疑念を感じます。実際に、何かあった時には、いろいろなことに神経を巡らして判断をしていかななくてはならない。

【市長、副市長、教育長、下水道事業管理者との懇談】

会長 : それでは、この事例に関してはよろしいでしょうか。今後、追加の情報などありましたら皆さんで勉強していきたいと思います。

次第7に移ります。政治倫理審査会の対象である市長、副市長、教育長、下水道事業管理者の皆さんと政治倫理に関する懇談となります。ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員 : 前回の委員会でも感じましたが、この会議の運営はどうしていくのか、どういうことをやっていくべきなのか。今まで、コロナ禍の中、市がどう対応したのかをお話いただきましたが、政治倫理に関係のない話に思えました。個人的には、年に1回のこの会はもっと違うことをテーマにすべきではないかと思っています。市の行政を担う皆さんが、政治倫理について考える機会にすべきではないでしょうか。例えば、仕事上誘惑があった場合、どんな対応をされていますか。この場はやはり政治倫理についての意識を高められるような時間にすべきと思いますが、いかがですか。

市長 : コロナ禍で様々な会議が開けなくなっている時に、皆さんにお会いできる機会をいただきました。当時、市のコロナ対応を説明してほしいという要請もあったことから教育長と二人で話をさせていただきました。確かにそれまでは、他市の政治倫理審査会の事例や具体的にどんな誘惑があってというような話もしています。現場では、多摩市のような15万人ほどの市でも地元の業者の方もいっぱいいらっしゃいます。ある一定以上の規模になると入札できる事業者も限られてきます。課題として、やはり地元の産業に成長してほしい。例えば、雪が降って凍結した時に実際に出勤していただいているのは、地元の多摩市の建設協力会に入っている小さな工務店や下水道事業に関わっている人たちです。その皆さんに豊かになってもらうためにはどうしたらいいのかを考えたことのひとつが公契約条例です。入札をするだけでなくそこで働いている人たちが公の事業発注を受けた時に、きちんと会社としての利益を上げられること、働いている人たちの賃金が上がっていくことが大切なんです。多摩市で仕事をさせていただき、多摩市で収入を得ることが、地域の中で好循環につながる、ここに力を入れていきたい。

下水道事業管理者 : 今は、公共工事の単価も積算の元としている基準もすべてオープンです。市が使っているソフトウェアと同じようなソフトウェアがあって業者さんも市が積算した

ものとはほぼ同額の積算額がでるようになっていきます。東京都も国も同じように単価等は公開していますので、そういう意味では我々も守られています。昔とだいぶ雰囲気が変わってきていると思います。昔は、現場にいけばコーヒーの一杯などということもありましたが今は一切ありません。自分たちで律している。多摩市としては非常にクリーンな状態だと認識しています。

副市長：ただ一方で、様々な知恵を使ってきました。市としてはそういったことは常に意識していかなければなりません。政治倫理条例ができた背景には、平成 14 年に贈収賄事件がございました。どうすれば適正な契約ができるか、契約制度自体をかなり厳しく考え、予定価格も一定額以上は、オープンにするものはオープンにしていく。いろいろなことを積み重ねているわけです。

副会長：破格の条件で自分の会社に引き抜くという話があって、詐欺みたいな話ですけどもそれで収賄事件で捕まってしまうようなこともあります。本当に気をつけていても話がとても上手い人が居るので、いつどんなリスクが降りかかってくるのかはわかりません。

副市長：どこの自治体でも行っていると思いますが多摩市でも職員研修を行っています。お金絡みの事例だけでなく、公務員の不祥事の案件を共有し、皆で考える。それでも工事等で事件が起きることもあります。こうした研修はずっと継続しなければなりません。

委員：先ほど、別の委員がおっしゃっていたように、審査会で審査請求がない場合は、何を中心に話すかということです。あまりいい話ではないですが、元東京都知事が 5000 万を受け取り刑事責任を問われた事件や前東京都知事が家族旅行の宿泊費として政治資金を充てていたこと、多数の美術品購入のような件をテーマとして取り上げることにはできないのではないか。最近では、総理大臣の秘書官が観光地に行ったようなことも疑問です。また日野市の都市計画に違反したような行政運営など取り上げてもいいのではと思います。以前に審査会で市長からお話がありテレビでも話題になった市の職員にワクチンを先行接種したという話もテーマとしてふさわしいと自分は思います。こうした問題について審査会の委員としてはどう思うのかを議論し、その結果を市のホームページに載せる。個人的には、優先順位として、一番目は刑事事件、二番目は政治資金の個人使用のようなこと、三番目が倫理観や行政運営について、やはり何かおかしい、ひっかかる、そういうことをテーマにできないかと思っています。

市長：前回、この場でコロナ関連の話をさせていただきました。確かにマスコミで話題になったことで逆に職員自身の問題意識が高まり、その結果、多摩市は、全体のワクチン接種率が高くなりました。おっしゃられたように政治倫理だけではなく市長の市政運営について考えるべきではないか、議論してもいいのではないかというご意見は私も賛成です。政治倫理は、お金の問題だけではないと思います。日野市の事例や他の自治体の例をこ

の場で議論することは難しい面もあり、実際、多摩市ではまず考えられない案件もあると率直に思います。何が問題でどうしてそういうことが起きてしまったのか、他市のことをただ批判するのではなく他山の石として事件を起こさせない仕組みをどう作るのかということを議論していく話だと思います。

事務局：お話が続いている中、大変恐縮ですが、会場が6時から別の会議で使うことになっております。本当に申し訳ございません。他にご意見等があれば、事務局の方にお寄せいただければこちらでまとめたいと思います。

【閉会】

会長：大変だと思いますが、せっかくですのでこうした事例についてどう考えるかをまとめていただければと思います。二年という任期のなかで出来るだけ有意義に努めていきたい。他の委員の皆さんもそのようにお考えと思います。事務局で工夫いただければと思います。では、最後に連絡事項などがありましたらお願いします。

事務局：本日はありがとうございました。木下委員の任期が令和5年9月29日をもって満了となります。実質、今日が最後の審査会となります。4年間、ありがとうございました。新年度につきましても、日程調整の上、会議を持ちたいと考えております。

会長：これをもちまして、本日の会議を終了します。
皆さんお疲れ様でした。ありがとうございました。

以上